

E分科会 テーマ⑤ 私学をめぐる法律上の諸問題

講師：植村礼大氏

(依法律事務所 弁護士)

運営委員：公江茂 / 白鳥仁

本分科会は、法人総務部門、経理・会計部門等の方々を中心に、現職年数が10年を超える経験、知識豊かな方から、本年度経理部門に就かれた方など、40名（1班20名、2班20名）の参加者により研修を行った。昨年に引き続き、依法律事務所 弁護士 植村礼大氏を講師にお招きし、「判例等からみる私学の問題点」と題して、私学が抱える法律上の諸問題について、判例をもとに分かりやすく解説をしていただいた。

1 雇止めについての事案

雇止めに対する労働者の不安を解消し、安心して働き続けることができるようにするため、平成24年8月10日付けで「労働契約法」が改正され、有期労働契約の適正利用のルールが整備された。この改正は、雇用形態が多様化している私学にとっても重要課題であるため、各短期大学では再確認が必要である。

<解説項目>

- ①常勤講師の雇止め
- ②非常勤講師の雇止め
- ③更新の上限回数内における雇止め

2 ハラスメントに関する事案

ハラスメントには職の優位性を利用してのパワーハラスメントや教育機関特有のアカデミックハラスメントなどが存在するが、ハラスメントにより大学に勤務できなくなった事例や残業時間の増加により健康を害した事例もあるとのことであった。各大学・短期大学においてはこのような事態にならないように、再度人事管理等を点検する必要があると思われる。

3 経営難への対応に伴う紛争事案

近年、高等教育機関にとっては、少子化等の影響により学生確保が一段と厳しい状況となっており、これにともなう帰属収入の減少により、財政状況が悪化している法人も少なくない。

一般的な財政再建のための手段として、教職員の整理解雇、賞与減額、定年引き下げ、給与体系変更等の策が講じられるが、これによる紛争事例が増加傾向にあるため、特に人事、給与をとまなう改革には、法令、判例等を参考にし、慎重に進める必要がある。

4 残業に関する事案

残業に関して、教育や研究現場においては業務と業務外の境界線が曖昧なことが多いため、紛争が現実化することはそれほど多くはないが、労使紛争が起こらないためにも、人

事管理の徹底や残業に関する規程の整備、手続き等の対策が必要である。

<解説項目>

- ①黙示の指示
- ②管理職の残業代
- ③監視又は継続的労働
- ④長時間労働による健康被害
- ⑤非常勤講師の休み時間

5 学校事故等の事案

学校事故における学校法人に対する賠償責任について、判例を基に解説があった。学校事故に関しては当事者（加害者）のみならず、設置者にも使用者責任が問われる判決事例がある。

<解説項目>

- ①いじめ問題
- ②課外活動（クラブ活動）時の事故

6 対応が必要である近時の法改正等

法改正及び新制度等にとまなう以下6項目に関する学校法人の対応について、要点を解説していただいた。特に、平成28年1月開始の「マイナンバー法」や労働安全衛生法改正（平成27年12月1日施行）による「ストレスチェック制度」については、新しい制度となるので、内容を十分理解した上で慎重にすすめる必要がある。

<解説項目>

- ①マイナンバー法
- ②ストレスチェック制度（労働安全衛生法改正）
- ③学校教育法改正
- ④労働契約法5年ルール
- ⑤障害者差別解消法
- ⑥その他の問題

7 まとめ

ご講演後、質疑応答があり本分科会を終了した。

社会や時代の変化とともに私学をめぐる法律上の諸問題は複雑化、高度化しており、学校法人における対応も急を要する課題が増加している。

私学に関する法律問題については、テレビや新聞報道等で見聞きすることはあっても、理解することは非常に難しいものであるが、判例や具体例を基に分かりやすく解説していただき、理解を深めることができたと考える。

会員校の皆さんにおかれましては、本分科会研修資料集テーマ⑤「私学をめぐる法律上の諸問題」を実務参考書として活用願えれば幸甚です。